

A類疾病	【集団予防に重点 努力義務あり】 人から人に伝染することによる疾病の発生やまん延を予防するため、またかかった場合の症状の程度が重篤になるおそれがあることから、その発生やまん延を予防するため、特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病が対象となっています。
B類疾病	【個人予防に重点 努力義務なし】 個人の発病またはその重症化を防止し、その疾病のまん延を予防するために特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病が対象となっています。

区分	予防接種名	接種回数		対象年齢・対象期間	接種費用
定期接種 (A類疾病)	ヒブ	初回	3回	生後2月～60月に至るまでの間	無料 (対象年齢・対象期間を過ぎると全額自己負担となります)
		追加	1回		
	小児用肺炎球菌	初回	3回	生後2月～60月に至るまでの間	
		追加	1回		
	四種混合	1期初回	3回	生後3月～90月に至るまでの間	
		1期追加	1回		
	B型肝炎	3回		1歳に至るまでの間	
	不活化ポリオ	初回	3回	生後3月～90月に至るまでの間	
		追加	1回		
	三種混合	初回	3回	生後3月～90月に至るまでの間	
		追加	1回		
	BCG	1回		生後1歳に至るまでの間	
	麻しん風しん混合	1期	1回	生後12月～24月に至るまでの間	
		2期	1回	小学校就学前の1年間 (年長児)	
水痘 (平成26年10月1日～)	2回		生後12月～36月に至るまでの間		
日本脳炎	1期初回	2回	生後6月～90月に至るまでの間		
	1期追加	1回			
	2期	1回	9歳以上13歳未満 (1期終了者)		
二種混合 (DT)	1回		小学6年生 (11歳以上13歳未満)		
子宮頸がん予防	3回		小学6年生～中学1年生の女子		
定期接種 (B類疾病)	インフルエンザ	年度内1回		①接種日に65歳以上 ②60歳～65歳未満の方で60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 ----- 毎年10月1日～12月末日	1,500円 (生活保護世帯・非課税世帯は無料)
	高齢者用肺炎球菌 (平成26年10月1日～)	1回		①該当年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳の人 ②60歳～65歳未満の方で60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	4月～9月: 2,500円 10月～3月: 2,600円 (生活保護世帯・非課税世帯は無料)